

交通信号機の存続を求める意見書

上記意見書を栃木市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり
提出する。

令和 6 年 9 月 30 日提出

提出者	栃木市議会議員	森 戸 雅 孝
同	同	古 沢 ちい子
賛成者	同	川 田 俊 介
同	同	浅 野 貴 之
同	同	内海 まさかず
同	同	広 瀬 義 明
同	同	白 石 幹 男

交通信号機の存続を求める意見書

今般、各地域において交通信号機の撤去計画が示されたことに伴い、交通信号機の存続を求める意見が市議会に寄せられた。

地元自治会住民は信号機撤去によって地域生活上での安全確保が困難になるため、当該箇所の交通信号機の存続を強く望んでいる。

周辺住民から交通安全上の懸念の声があり、十分な理解が得られない状態で交通信号機が撤去されることは、市議会としても望ましくないと考える。

よって、本市議会は下記の交通信号機の存続を強く求めるものである。

記

1. 栃木市都賀町木 3 2 1 3 番地先交差点
2. 栃木市岩舟町小野寺 1 5 0 0 番地先交差点

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

栃木県栃木市議会

栃木県知事

栃木県公安委員会委員長

栃木警察署長

様